

## 道路位置指定事務処理要領（萩市）

### （目的）

**第1条** この要領は、建築基準法（以下「法」という。）第42条第1項第5号の規定に基づく道路の位置の指定の事務処理について、必要な事項を定めることを目的とする。

### （事前協議）

**第2条** 道路の位置の指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）から、「萩市における道路位置指定の取り扱い」（以下「取り扱い」という。）第3の1に規定する事前協議書正副2部が提出されたときは、市長は、その内容について取り扱い第2の技術基準に適合するかどうか審査するものとする。

2 市長は、前項の審査において、指定道路の現地調査を行うものとする。

3 市長は、第1項の審査を完了したときは、正副それぞれの事前協議書の「協議の結果」欄に以下により記入するものとし、申請者に事前協議書の副本を返却し、正本は市に保管するものとする。

（1）事前協議書の設計内容により築造、指定申請をして差し支えない場合は、その旨

（2）事前協議書の設計内容を是正することにより築造、指定申請をして差し支えない場合は、その旨及び是正箇所、是正方法の教示

（3）事前協議書の設計内容を是正して再度協議が必要な場合は、その旨及び是正箇所、是正方法の教示

（4）事前協議書の設計内容では指定ができない場合は、その旨及び指定ができない理由

4 前項の通知において、事前協議書の協議の結果欄に第1号又は第2号に該当する場合に限り、別記第1号様式による事前協議完了通知書を交付するものとする。

### （指定申請）

**第3条** 申請者から道路位置指定申請書2部が提出された場合は、市長は、申請書の審査及び現地検査を行い、指定道路が取り扱い第2の技術基準に適合すると認めるときは、指定を行う。

2 市長は、前項の指定を行ったときは、別記第2号様式に申請書副本を添えて、申請者に指定した旨を通知し、正本は市に保管するものとする。

### （指定告示）

**第4条** 市長は、前条の指定を行ったときは、告示を行うものとする。

2 市長は、前項の告示を行ったときは、別記第3号様式に告示の写しを添えて申請者に指定した旨を通知する。

**(関係図面の縦覧)**

**第5条** 市長は、第3条の指定を行ったときは、指定申請書の添付図書のうち、以下について、日本産業規格A列3又はA列4の用紙の写しを作成し、告示の写しを添えて縦覧に供するものとする。

- (1) 付近見取図
- (2) 公図の写し
- (3) 平面図
- (4) 求積図

**附則**

この要領は、平成19年7月1日から施行する。

**附則**

この要領は、令和3年4月1日から施行する。